

償還払いと受領委任払いについて

介護保険住宅改修は、利用者1人につき同一住宅で上限20万円まで申請できます。

※20万円のなかで、利用者負担割合として利用者が支払う金額を除いた金額が給付対象となります。

【償還払い】

利用者が一度住宅改修に要した費用の全額(10割)を支払い、その後に市に申請をして保険給付(収入等により判断基準が設けられています)の支払いを受けます。

福祉用具購入については栃木県の指定を受けた事業者から選ぶこととなります。

住宅改修の事業者については特に指定はありません。

※自己負担割合については負担割合証でご確認ください。

【受領委任払い】

住宅改修に要した費用の中で、利用者の負担は初めから自己負担割合のみで済み、保険給付される残りの分については利用者からの委任に基づき、佐野市から住宅改修施工業者に直接支払います。

佐野市に受領委任払の業者登録が済んでいる事業者一覧から事業者を選ぶこととなりますので、介護保険課までお問い合わせください。一覧表をご案内させていただきます。ただし、佐野市が住宅改修を推薦する業者ということではありませんので、ご注意ください。

※自己負担は負担割合証にてご確認ください。